

人手不足に悩む旅館・ホテルの皆様へのお知らせ

# スポットワーク活用支援補助金

仙台市内のホテル・旅館における人手不足の解消を支援するため、  
スポットワーク利用に係る経費の一部を補助します。

## 補助 対象者

仙台市内で旅館営業法上のホテル、旅館を営む事業者、  
個人等

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる「性風俗関連特殊  
営業」及びそれに類する事業を行っている事業者を除く。

※市税を滞納している事業者、暴力団との関係を有している事業者、宗教活動や政治  
活動を目的とした事業者を除く。

## 補助 対象 経費

仙台市内の宿泊施設において、スポットワークサービス  
事業者のサービスを利用した際にかかる利用料及び手数料  
を補助します。

## 補助額

補助率：10/10

上限額：1事業者あたり上限10万円

## 申請 期間

令和6年6月17日（月）～令和7年2月28日（金）

※予算の上限に達した場合は、申請期限前に募集を締め切る場合があります  
のでご注意ください。

## お問い合わせ先

公益財団法人 仙台観光国際協会 観光地域づくり推進課（担当：宍戸・菊池）  
住所：〒980-0811 仙台市青葉区一番町3丁目3-20 東日本不動産仙台一番町ビル6階  
TEL：022-268-9568（平日9:30～17:30）

# スポットワーク活用支援補助金 申請方法

## 交付申請書・添付書類のご準備、提出



申請書等のダウンロードページ（（公財）仙台観光国際協会HP）

<https://www.sentia-sendai.jp/sentia-news/4461/>



- ① 宿泊事業者採用活動支援補助金交付申請書
- ② 対象経費の内訳書（見込み）
- ③ スポットワーク事業者のサービス利用に係る費用の見積書の写し又は  
手数料計算根拠がわかる資料
- ④ 利用予定であるスポットワークサービスの概要がわかる資料
- ⑤ 申請者の概要がわかる資料（旅館業営業許可証の写し）



掲載場所は  
こちら

（公財）仙台観光国際協会ホームページ  
>新着情報>スポットワーク活用支援補助金について

■980-0811

仙台市青葉区一番町3丁目3-20 東日本不動産仙台一番町ビル6階  
公益財団法人 仙台観光国際協会 観光地域づくり推進課 宛

## 交付申請 審査・交付決定

（公財）仙台観光国際協会から『スポットワーク活用補助金交付決定通知書』を交付します。

## 補助対象経費に係るお支払い

スポットワークサービス事業者を利用し、利用料等の経費をお支払いください。

## 実績報告書・添付書類のご準備、提出

- ① スポットワーク活用支援補助金 事業実績報告書
- ② 補助対象経費の明細書
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し
- ④ 利用したスポットワーク事業者又は利用したスポットワークサービスの概要が分かる資料

※報告書様式は、申請書様式と同じく（公財）仙台観光国際協会HPからダウンロード可能です。

※報告書の提出先は、申請書と同様に、（公財）仙台観光国際協会です。

## 請求書のご提出

（公財）仙台観光国際協会から「スポットワーク活用支援補助金 確定通知書」を受領後、  
「スポットワーク活用支援補助金交付請求書」をご提出ください。

## 補助金の支払い